

別表第2（第3条関係）

補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
住宅用太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものすること。</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅</p> <p>(3) 第6条に定める市への交付の申請及び実績報告（以下「実績報告」という。）の日までに、次のいずれかの設備が設置されていること。この場合において、新設又は既設を問わないものとする。</p> <p>ア エネルギー管理システム（HEMS）（住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONE T L i t e」規格の認証を取得しているものをいう。）</p> <p>イ 別表第1に定める設備の要件を満たす定置用リチウムイオン蓄電システム</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>(2) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅</p> <p>(3) 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅</p> <p>(4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅</p>

<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものすること。</p> <p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されているものとする。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設又は既設を問わないものとする。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものすること。</p> <p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する、共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）。</p>
<p>電気自動車等</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものすること。</p> <p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設又は既設を問わないものとする。</p> <p>(2) 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する住宅であること。</p> <p>(3) 別表第5及び別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。この場合において、V2H充放電設備は、新設又は既設を</p>

	問わないものとする。
V 2 H 充放電設備	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものすること。</p> <p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設又は既設を問わない。電気自動車等にあっては、新規導入又は導入済みを問わないものとする。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅</p>
集合住宅用充電設備	<p>次に掲げる要件を満たすものすること。</p> <p>(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 別表第5及び別表第6において、居住者以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、居住者以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。</p>
住民の合意形成のための資料	マンション管理組合が管理する、既存のマンション等とする。